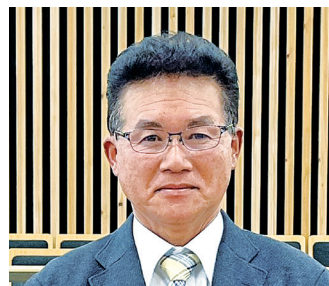


事前準備計画のその後は

他の計画と調整中



あおき ひろあき
青木 浩明 議員

問 令和6年度に作成された佐賀地域の事前復興まちづくり計画は、「復興まちづくり計画」と「事前準備計画」に分かれている。計画は住民説明会を開催して住民の意見を取り入れて作成されたが、この説明会において町から「震災前であっても有効な事業は前倒しして実施する」との説明がされた。

事前準備計画に定める14項目の内、①佐賀支所の高台移転、高台公園の整備

②住宅の高台移転の検討、
③若い世帯の定住、移住支援の3つは本町が直面する人口減少問題に有効な対策である。更に、このことは令和3年4月に佐賀地域13地区の区長さんの連名で提出された高台への宅地造成を求める要望書にも込められている。

この事前準備計画の取り組みについて町の考えを問う。

答 宮川 情報防災課長

事業規模の大小は有るが、高台の整備や人口減少対策は喫緊の課題になつており、震災前であっても有効な事業は前倒しして実施するという方向性に変わりはありません。高台の整備は各種防災関連の計画の見直しと併せ、

事業の実効性の精査や各種法令手続きの確認など、精度を上げる作業を行っているところだ。

答 大西町長

ご指摘の①②③以外にも事前着手が可能な事業があります。例えば③の「避難路や山腹の安全強化」については、既に予算計上して事前着手することになっていきます。しかし、大きなハード事業については相当の判断・決断が必要になることから、直ちにいついつ実施と言うことが提示できない状況です。

問 佐賀地域の事前復興計画が終われば大方地域に着手するはずだったがまだ着手されていない

大方地域の計画はどのようになっているかを問う。

答 宮川 情報防災課長

昨年度末に県から南海トラフ巨大地震に関する新たな被害想定が発表さ

れたことに伴い、既に策定された計画の見直し作業を本年度から行っています。また、後の復興の妨げにならないことを重視し、初動マニュアル、業務継続計画、応急期機能配置計画などをあらゆる目線で精査することで、計画そのものの実効性を高めることを最優先に行うことにしています。

答 大西町長

一番留意しなければならないことは、作って作らなければならないこととであり、佐賀地域の計画を深掘りすることで、大方地域の計画策定のスキルをきちつと準備することが大変重要だと思っています。少し時間はかかりませんが、今は実効性の高い計画を作るために必要な準備期間です。

事前準備計画で定める事項

- ①佐賀支所の高台移転、高台公園の整備
- ②住宅の高台移転の検討
- ③避難路や山腹の安全強化
- ④集落の集約・再編の検討
- ⑤総合戦略と連携した地震・津波対策の推進
- ⑥地域防災計画と連携した応急復旧対応
- ⑦L1水準の海岸保全施設(防潮堤)整備の働きかけ
- ⑧応急復旧用地等の調整
- ⑨復興まちづくりの利用適地抽出
- ⑩復興まちづくり事業の手法整理
- ⑪広域連携の推進
- ⑫復興体制等の確立に備えた事前の取組
- ⑬若い世代の定住・移住支援
- ⑭農林水産業の振興